

年 月 日

下記について、農用地利用集積計画による利用権を設定したいので申出します。

1. 各筆明細

[illegible]

2. 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等 ※ (別添) 所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細を添付

氏 名 又 は 名 称								性別	男 ・ 女		年齢	歳	農業従事日数		日
利用権設定等を受ける土地の面積 (G)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (H)		主たる経営作目 (I)	世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（J）						主な家畜の飼養の状況（K）		主な施設や農機具の所有の状況（F）		
					世帯員 (構成員)		農業従事者 (うち 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延人数)		種類	数量	種類	数量	
農 地	m ²	農 地	m ²		男	人	農業専従者		(	人	人				
採 草 放牧地	m ²						農 業 補助者	主たる 従事者	(	人					
その他	m ²	採 草 放牧地	m ²	女	人	従たる 従事者		(	人						

3. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の削減

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権の移転をする者（以下「B」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権の移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、Bが負担する。

(5) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、所有権の移転を受ける者（以下「A」という。）が負担する。その他の経費については、A及びBが協議して決める。

(6) 法律関係の解除

A及びBは、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(7) 所有権取得者の責務

Aは、この利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、A、B及び市町村が協議して定める。

4. 記載注意

- (1) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿謄本によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地籍がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。
- (2) (D) 欄の「所有権登記の有無」は、登記簿の表題部に所有権の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。
- (3) (D) 欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（「作付けする作物名」又は「水田」「普通畑」「農業用施設用地（畜舎）」など）を記載する。
- (4) (D) 欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を参入したときはその合計額）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときは、その額を記載すること。
- (5) (E) 欄の所有権移転の法律関係を「売買」と記載する。
- (6) (F) 欄は、(B) 欄以外の権限者がいないときは記入を要しない。
- (7) 「利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載は、同一広告に係る計画書中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (8) (G) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合は、それぞれを合算して面積を記入する。
- (9) 「利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載は、同一広告に係る計画書中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (10) (G) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合は、それぞれを合算して面積を記入する。
- (11) なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (12) (H) 欄は、利用権の設定を受ける者がすでに耕作を行っている面積を記載する。
- (13) (I) 欄は、主たる経営作物を「具体的な作物名」又は「水稻」「果樹」「養豚」「養鶏」「酪農」「肉用牛」「施設園芸」等記載する。
- (14) (J) 欄はの「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (15) (J) 欄の「雇用労働力（年間延べ人数）」は雇用人数に一人当たりの年間雇用日数を乗じた人数を記載する。
- (16) (K) 欄は、利用権の設定を受ける者が家畜の飼育を行っていない場合は、記載を要しない。
- (17) (F) 欄は、利用権の設定を受ける者が所有する、農業施設や農業機械の種類とその数量（「トラクター1台」等）を記載する。

(別添)

所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細

所在・地番（町名からで可）	現況地目	面積	耕作権原の種類	利用状況
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

(その他添付資料)

- (1) 案内図、公図の写し
- (2) 土地の全部事項証明者
- (3) 住民票（法人の場合は定款又は履歴事項全部証明書）
- (4) 委任状※手続きを代理人が務める場合のみ
- (5) 利用計画図等資料（農業用施設等の建設を予定している場合）

(記載注意)

- (1) 「耕作権限の種類」は、所有権の移転を受ける者の耕作又は養畜の事業を行うことの根拠となる法律上の原因（例えば「所有権」「賃借権」「永小作権」等を記載する。
- (2) 「利用状況」は、当該農用地における主たる作物及び栽培期間を記載する。

(続紙) 所有権の移転をする土地の明細

[illegible]